

白井市戸建て住宅等除染事業

白井市除染実施計画に基づき、東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染の除去が必要な戸建て住宅、集合住宅及び事業所の除染を進めます。

H24.7.29

定義

(1) 戸建て住宅

個人及び法人が所有する現に居住する住宅並びにその敷地をいう。

(2) 集合住宅

個人及び法人が所有する住宅の集合体並びにその敷地をいう。

(3) 事業所

一定の目的のもとに継続的に現に事業を行っている事業を行う所であり、商店等商業施設、工場作業場及び事務所並びにその敷地をいう。

除染対象

市内に現存し、かつ地表からの高さ1 m
における追加被ばく線量が年間1 mSv
(空間放射線量が毎時0.23 μ Sv) 以上の
戸建て住宅や集合住宅、事業所

※中学生以下の子ども、または妊婦が居住する
戸建て住宅・集合住宅
⇒地表から高さ50 cm



除染事業の順序

- 第1 実施計画に定める除染実施区域内にある戸建て住宅及び集合住宅で中学生以下の子どもが居住するもの
- 第2 区域内の戸建て住宅及び集合住宅で前号に該当しないもの
- 第3 実施計画に定める除染実施区域外にある戸建て住宅及び集合住宅で中学生以下の子どもが居住するもの
- 第4 区域外の戸建て住宅及び集合住宅で前号に該当しないもの
- 第5 区域内の事業所
- 第6 区域外の事業所